

答 申 第 1 号

令和8年1月14日

稲美町教育長 北谷 錦也 様

稲美町情報公開・個人情報保護審査会

会長 西田 悦雄

稲美町情報公開条例第20条の規定に基づく諮問に対する答申について

令和7年7月14日付稲教委第467号により諮問のありました件について、下記のとおり答申します。

1. 審査会の結論

令和6年度分までの請求対象文書は、稲美町情報公開条例第7条第5号に該当しない。

なお、令和7年度分の請求対象文書のうち一部については、稲美町情報公開条例第7条第5号(「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」)に該当する可能性があるため、要検討されたい。

2. 審査請求の要旨

本件は、令和7年5月1日付で審査請求人が行った「R3～R7年度学校予算説明会向けに作成された資料 予算決定書類 各学校園向けの予算で内訳まで分かる予算決定資料 議事録」の開示請求に対し、令和7年5月15日付で、処分庁は特定した文書について稲美町情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第5号に該当することを理由に不開示と決定したことについて、審査請求人から不開示決定の取り消しおよび請求対象文書の全部または部分開示を求めて審査請求が行われたものである。

3. 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の理由

稲美町内の各学校における予算内訳に関する資料について情報公開請求を行ったところ、条例第7条第5号に該当するという理由で不開示の決定通知を受けた。

請求対象はすでに決定済みの予算執行資料であり、条例に規定する「行政内部で検討中の情報、意思決定過程にある未決定の情報」に該当しない。

また、不開示の理由として「中立性が損なわれるおそれ」「混乱を生じさせるおそれ」が挙げられているが、これらの事由が見込まれる理由について根拠が示されていない。

(2) 意見書

他の地方自治体において学校別の予算を公開している例が存在する。

議決事項と情報公開条例の公開範囲に関連はないことを指摘する。

4. 処分庁の主張の要旨

(1) 開示対象文書について

本件開示請求された「各学校園向けの予算で内訳まで分かる予算決定資料」について、学校向け予算説明会の資料を特定した。これは、議会の議決を経て教育課に配分された予算額を、毎年度、便宜上学校毎に配分し通知している資料である。また、議事録については、情報公開請求時に文書不存在である旨を口頭で伝えた。

(2) 審査請求に対する弁明

①条例第7条第5号に該当する理由

本件開示請求にあたり特定した資料に記載された各校の予算額は、予算通知後においても同予算科目内において、学校間が必要に応じて調整しながら支出をしている。

よって、予算の支出については、必ずしも当初通知のとおりには執行されていないことから、請求のあった資料については、行政内部で行う審議、検討のための案であり、内容の正確性を確認されていない資料で、開示することにより実際と資料との整合性に齟齬が生じる等、住民に影響を与え、中立性を損ない、混乱を招くと考えられる情報に該当すると考えられる。

当該説明会においては自校の予算資料のみ配布しており、他校の予算額を知ることがないように手配している。

5. 審査会の判断

(1) 本件の争点について

処分庁は、対象文書が条例第7条第5号に該当すると判断したため不開示としたものである。

一方、請求人によれば、対象文書は公開されたとしても条例第7条第5号で想定される事態を引き起こすものではないとして本件請求を行った。

したがって、本件の争点は対象文書の条例第7条第5号の該当性についてである。

(2) 本件公文書について

審査会が本件公文書を見分したところ、当該公文書は、各学校別に予算科目、事業、節、細節の別、当該年度配分額、前年度配分額が記載された資料、各予算の用途、請求時の手続方法等の説明資料とで構成されている。

(3) 本件公文書の条例第7条第5号の該当性について

条例第7条第5号の規定では、実施機関内部若しくは相互間又は町と国及び他の地方公共団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものは不開示とすることができる旨規定してい

る。ただし、本制度における趣旨を踏まえると、本規定は公にしないことに合理的な理由のある場合に限るなど、限定的な取り扱いをすべきである。

処分庁によれば、本件公文書のいう各校の予算配分とは、町の財政部局が調整し議会の議決を経て教育課に配分された予算を、教育課において便宜上各校に配分したものであり、ある学校で年度途中で配分額を超過する事態が発生した場合、各学校間で調整がありうるもので、当然決算額は各校の予算配分とは異なる額となる。これにより住民に影響を与え、中立性を損ない、混乱を招くと考えられるとのことであった。

上述の説明によれば、本件公文書のうち、既に決算認定まで経た令和3年度から令和6年度までの会計は確定しているので、公開しても何らかの影響は及ぼしえないと考えられる。また、令和7年度会計は執行中であるが、当該年度分の予算配分が公開されたとしても、それを受けて即、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれが発生するとは考え難い。また、開示または公表する時期に至っていない情報とは言い難い。これらについては、処分庁の弁明においても具体例は示されていない。よって、双方が主張する内容においては、条例第7条第5号に該当しない。

なお、本件公文書は条例第7条第5号中の「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ」には該当しないが、「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」の規定に該当する部分が存在する可能性があるため、以下の通り意見を付する。

本件公文書のうち各予算の用途、請求時の手続き方法等の説明資料において、具体的な業者名や光熱費等の計算式が記述されている箇所があるが、当該業者等が公文書内の記述を承知しているか不明である。また、予算の内訳において、細節として具体的な用途が特定されている箇所が見受けられるが、この用途別の予算額から

学校園の運営に係る委託や工事等の予定価格が推測できるのであれば、公正な競争が阻害される可能性がある。

したがって、処分庁は当該公文書の公開にあたって条例第7条第5号「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当する部分があるのか要検討されたい。

(6) 補足

原開示請求にある議事録については、審査請求書に記載がないため審査していない。

(審査の経過)

年月日	経過
令和7年6月13日	審査請求人から審査請求書を受理
令和7年7月14日	処分庁から諮問書及び弁明書を受理
令和7年8月15日	審査請求人から意見書を受理
令和7年10月16日	第1回審査会で審議
令和7年10月31日	処分庁の説明を聴取
令和7年11月27日	第2回審査会で審議
令和7年12月25日	第3回審査会（書面審議）